

議案第65号

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39
年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方公務員法の一部改正等に伴い、富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までを削る。

第3条第1項中「又は時間額」及び「又は時間数」を削り、同条第5項を削る。

第4条第3項及び第4項を削る。

別表中34の項を削り、35の項を34の項とし、36の項から51の項までを1項ずつ繰り上げ、52の項を削り、53の項を51の項とし、54の項から65の項までを2項ずつ繰り上げ、同表66の項中「10,000円」を「10,800円」に改め、同項を同表64の項とし、同表67の項中「10,000円」を「11,300円」に改め、同項を同表65の項とし、同表中68の項を66の項とし、同表69の項中「10,000円」を「10,800円」に改め、同項を同表67の項とし、同表中70の項を68の項とし、71の項から73の項までを2項ずつ繰り上げ、74の項を削り、同表に次のように加える。

72	嘱託医	児童扶養手当に関する嘱託医	日額	5,000円
		保育所の嘱託医	年額	80,000円
		保育所の検診に関する嘱託医	日額	25,000円
		みずほ学園の検診に関する嘱託医	日額	30,000円
		医療扶助に関する嘱託医	日額	20,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた報酬

について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた報酬については、なお従前の例による。